

平城京南端で小規模宅地の全容が判明 —小規模とは言え約450㎡の宅地—

平城京跡（左京九条三坊五坪） 西九条町

平城京の宅地 奈良時代の宅地は個人で売買出来るものではなく、国から割り当てられるものでした。この宅地班給の基準となるのが、東西南北の道路で区画された一辺約125m、面積約16,000㎡の街区です。この1街区を「坪」と呼び1坪分の面積を1町と呼びます。

高級貴族には平城宮周辺の街区が複数与えられ、位が下がるにしたがひ平城宮から離れた街区をさらに細分して与えられています。現在確認されている宅地は1/32町規模のものから4町規模のものまであります。

平城京南端の小規模宅地 今回行った発掘調査は、平城京左京九条三坊五・六坪にあたります。発掘調査面積は約8,300㎡と广大で、五坪東半のほぼ3/4を調査しました。五坪内では、掘立柱建物約50棟、井戸16基、溝多数を検出し、8世紀後半から9世紀前半頃までの間で、3時期の変遷が明らかになりました。

坪内通路と井戸・建物の配置から、坪内を1/16町規模に宅地分割した時期（Ⅰ・Ⅱ期）から1/32町規模に宅地分割した時期（Ⅲ期）へと変化したことが判明しました。



調査地位位置図 (1/15,000)

Ⅰ期は五坪内を坪内通路などで東西南北に4等分し、一辺約30mの1/16町規模の方形の宅地をつくっています。平城京内の発掘調査では、従来から知られている小規模宅地の形態です。

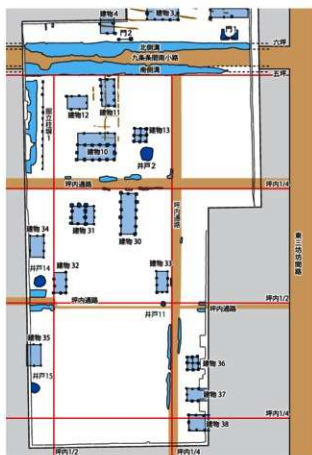
一方、Ⅱ・Ⅲ期は五坪東西中央の南北通路以外には宅地内通路は見当たりません。その代わり南北にほぼ等間隔に分布する井戸が見てとれます。1つの宅地に井戸が1基存在すると思えば、坪内通路と東側の東三坊坊間路に出入口を設けた小規模宅地が復原できます。Ⅱ期は一辺約30mの1/16町規模の、Ⅲ期は東西約30m、南北約15m



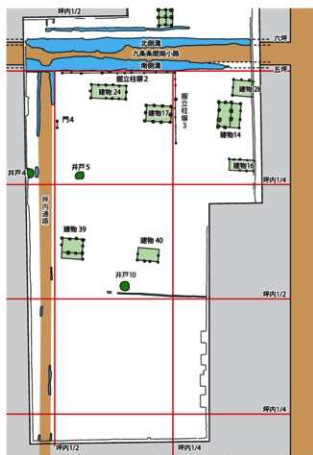
発掘調査地全景 (西から・Ⅲ期の宅地を白線で復原)

の1/32町規模の宅地と推定されます。宅地境には、生垣などの遺構として残らない区画施設があったものと思われます。小規模宅地と言っても、1/32町規模の宅地で450㎡ほどあり、現在の我々から見れば広大です。残念ながら、これらの宅地の居住者については不明です。

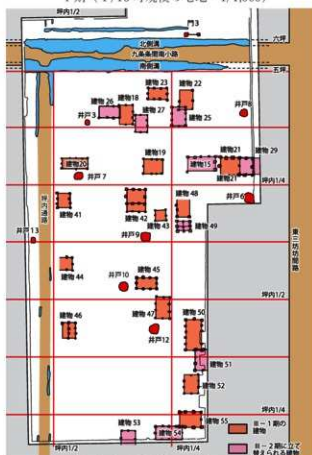
四行八門制の宅地配置 注目されるのは、Ⅲ期の宅地配置の方法です。1坪内に東西4列、南北8行の東西方向の長方形の宅地を配置した形は、四行八門制と呼ばれる古代平安京での宅地配置方法と同形態といえます。平安京ではこの1/32町規模の宅地が宅地班給の最小単位となっています。平安京の四行八門制に似た宅地配置が、平安時代前半の平城京で採用された経緯は不明ですが、その背景に平城京内の人口増加がうかがえます。都が長岡京・平安京に移っても、平城京内に留まった人々がかなりの数にのぼっていたことが想定されます。



Ⅰ期（1/16町規模の宅地・1/1,000）



Ⅱ期（1/16町規模の宅地・1/1,000）



Ⅲ期（1/32町規模の宅地・1/1,000）

■Ⅰ期の建物
■Ⅱ-1期に建て替えられる建物